

第 3 9 3 回常任会議員会議議事録

1. 日時

平成 2 5 年 5 月 2 8 日 1 3 時 3 0 分

2. 場所

佐賀市「グランデはがくれ」

3. 議案

(1) 農地法第 4 条の規定による諮問について

(2) 農地法第 5 条の規定による諮問について

4. 出席者

○ 常任会議員

坂井 邦夫	田中 久男	前間 源吾	貝原 敏正	中川 恵次
古舘 義純	山口友三郎	佐佐木幸夫	江頭 義太	谷口 司郎
田中 育夫	野口 好啓	古川 繁樹	今泉 博	岡口 重文
船津 和正				(計 1 6 人)

○ 県農山漁村課

祖川 副課長	高島 係長	坂口 主査	山口 副主査	吉牟田 主事
--------	-------	-------	--------	--------

○ 佐賀市農業委員会

古賀 係長	池田 主査	田島 主事
-------	-------	-------

○ 事務局

林 局長	北川 次長	椋島 主事
------	-------	-------

5. 議長

船津 和正

6. 議事録署名者

古舘 義純 山口友三郎

議 事 内 容

事務局 長	<p>さて、時間になりましたので、第393回常任会議員会議を開会いたします。</p> <p>開会に当たりまして、会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
会 長	<p>第393回常任会議員会議を開催するに当たり、一言、ご挨拶申し上げます。</p> <p>今年もまた佐賀平野は「麦秋」を迎え、大麦の収穫期に入っています。今年の麦の作柄は播種期の降雨による遅延、そしてまた2月の降雨により個人間での管理の良し悪しがみられ、穂数が少ないなどあまりよろしくないようで、5年連続の不作が懸念されています。</p> <p>また、まもなく梅雨を迎えますが、昨年のような大水害にならないよう念じているところであります。</p> <p>ところで、本日の常任会議員会議では、農地転用の諮問案件については、農地法第4条20件、うち2,000㎡以上は3件。農地法第5条54件、うち2,000㎡以上は11件、合計74件となっています。</p> <p>どうか、慎重にご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。</p>
事務局 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>常任会議員会議に入る前に、常任会議員の交代が 있습니다ので、ご紹介させていただきます。</p> <p>前回ご紹介に留まっておりましたが、全国共済農業協同組合連合会佐賀県本部の高柳会議員の後任として、今泉博会議員が就任されました。</p> <p>また、6号会議員で佐賀県議会から推薦いただいております坂口会議員の後任として、岡口重文会議員が就任されました。</p> <p>今泉会議員、岡口会議員、一言ご挨拶をお願いします。</p>

今泉 会 議 員 (挨拶)

岡口 会 議 員 (挨拶)

事 務 局 長 ありがとうございます。

それでは、常任会議員会議に入ります。

本日の「第393回常任会議員会議」につきましては、常任会議員の総数18名に対し16名の出席をいただいております。過半数に達していますので、本会議は成立していることを報告いたします。

また、農業会議会則第41条の2の第3項の規程に基づき、議長を船津会長にお願いします。

議 長 議事に入ります前に、本日の議事録署名者として、〇〇農業委員会の〇〇会議員と〇〇農業委員会の〇〇会議員にお願いいたします。

それでは、農地法の規定による諮問に入ります。

農地法第4条の規定による諮問及び第5条の規定による諮問について、一括上程します。

諮問の内容について、県農山漁村課農地調整担当及び佐賀市農業委員会から、説明をお願いします。

県 農 山 漁 村 課 (5月分の農地法諮問調書集計表により、転用用途別件数面積及び転用田畑別面積について内容説明。)

佐賀県の諮問調書の説明に移ります。農地法第4条関係は18件のうち、2,000㎡以上は3件。第5条関係は38件のうち、2,000㎡以上は5件。合計で56件の諮問をお願いしています。

2,000㎡以上の案件を説明します。

第4条関係の〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用において、申請地は中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難である場合は許可し得るため、許可相当と判断されます。

農地法第4条関係の〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請

の〇〇用地への転用において、申請地は中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難である場合は許可し得るとのことですので、許可相当と判断されます。

農地法第4条関係の〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用において、申請地は中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難である場合は許可し得るとのことですので、許可相当と判断されます。

農地法第5条関係の〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用において、申請地は土地改良事業が施工された第1種農地であると判断され、農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設であり、従業員の3割を地域から雇用すると唐津市と協定を結んでいることから、許可相当と判断されます。

農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用において、申請地は市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域にあることから農用地区域内農地と判断され、一時的な利用に供するために行うことから、許可相当と判断されます。

農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用において、申請地は中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小集団の農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地へ立地することが困難であることから、許可し得ると判断されます。

農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用において、申請地は土地改良法の施行に係る区域内にある農地であることから第1種農地と判断され、農畜産物販売施設として農業の振興に資する施設の用に供するため許可し得ると判断され、許可相当と判断されます。

農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用において、申請地は市役所からおおむね500mの区域の面積に占める宅地面積の割合が40%を超え、その割合が40%となるまで円の半径を延長した長さ、又は1kmのいずれか短い距離の範囲にある農地で宅地面積の割合が62%であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難である場合は許可し得るとのことですので、許可相当と判断されます。

2,000㎡未満の申請も併せて審議のほど、よろしくお願ひします。

佐賀市農業委員会

佐賀市の諮問調書の説明に移ります。

農地法第4条関係は2件、そのうち2,000㎡以上は今回ありません。第5条関係は16件、そのうち2,000㎡以上は6件。合計で18件の諮問をお願いしています。

2,000㎡以上の案件を説明します。

第5条関係の〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用についてですが、申請地のうち1885㎡は、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小集団の農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地へ立地することが困難であることから、許可し得ると判断されます。また、残りの1955㎡は水管、下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であり、かつ、申請地からおおむね500m以内に2以上の教育施設、医療施設等の公共施設又は公益的施設が存する区域であることから第3種農地と判断され、許可し得ると判断されます。

第5条関係の〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用についてですが、申請地は住宅の用もしくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域にある農地であることから第3種農地と判断され、許可し得ると判断されます。

第5条関係の〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用についてですが、申請地は中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小集団の農地であることから第2種農地と判断され、周辺農地へ立地することが困難で

あることから、許可し得ると判断されます。

第5条関係の〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用についてですが、申請地はおおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断され、住宅その他申請地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであるため許可し得ると判断されます。

第5条関係の〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用についてですが、申請地は水管、下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であり、かつ、申請地からおおむね500m以内に2以上の教育施設、医療施設等の公共施設又は公益的施設が存する区域であることから第3種農地と判断され、許可し得ると判断されます。

第5条関係の〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用についてですが、申請地は中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小集団の農地であることから第2種農地と判断され、周辺農地へ立地することが困難であることから、許可し得ると判断されます。

2,000㎡未満の申請も併せて審議のほど、よろしくお願ひします。

議 長 第4条関係20件、第5条関係54件の諮問のうち2,000㎡以上の案件について説明がありました。

ここで、2,000㎡以上の案件について、案件ごとに審議を行いたいと思います。

議 長 はじめに、農地法第4条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

会 議 員 一 同 (異議なし)

議 長 それでは、農地法第4条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として知事に答申いたし

		ます。
議	長	次に、農地法第4条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
会 議 員 一 同		(異議なし)
議	長	それでは、農地法第4条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として知事に答申いたします。
議	長	次に、農地法第4条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇 〇 会 議 員		医療法人が農地を持っているということですが、可能なのでしょうか。また、農地を取得した時期やその目的を教えてください。
県 農 山 漁 村 課		医療法人に関しては、医療又は社会福祉事業の運営に必要な施設の用に供するため権利を取得する場合には農地の取得が可能となっており、この〇〇〇〇は平成16年5月に県知事の許可により農地を取得しています。 今回の申請は、事業規模拡大のため既存施設に隣接する農地を転用していますが、転用後も共同菜園が存在し、農作業を継続する予定となっています。
議	長	他にご意見・ご質問等ないでしょうか。
会 議 員 一 同		(異議なし)
議	長	それでは、農地法第4条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用については、異議ないもの

		と認め、諮問のとおり許可を相当として知事に答申いたします。
議	長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
会 議 員 一 同		(異議なし)
議	長	それでは、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として知事に答申いたします。
議	長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
会 議 員 一 同		(異議なし)
議	長	それでは、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として知事に答申いたします。
議	長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
会 議 員 一 同		(異議なし)
議	長	それでは、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として知事に答申いたします。

議 長 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

会 議 員 一 同 (異議なし)

議 長 それでは、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として知事に答申いたします。

議 長 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

会 議 員 一 同 (異議なし)

議 長 それでは、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として知事に答申いたします。

議 長 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

会 議 員 一 同 (異議なし)

議 長 それでは、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として佐賀市農業委員会会長に答申いたします。

議 長 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇

		○申請の○○用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
会 議 員 一 同	(異議なし)	
議 長		それでは、農地法第5条関係、○○農業委員会経由、○○○○申請の○○用地への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として佐賀市農業委員会会長に答申いたします。
議 長		次に、農地法第5条関係、○○農業委員会経由、○○○○申請の○○用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
会 議 員 一 同	(異議なし)	
議 長		それでは、農地法第5条関係、○○農業委員会経由、○○○○申請の○○用地への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として佐賀市農業委員会会長に答申いたします。
議 長		次に、農地法第5条関係、○○農業委員会経由、○○○○申請の○○用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
○ ○ 会 議 員		転用地価格が案件によってかなり差があるようですが、その理由を教えてください。
佐賀市農業委員会		立地条件等で差はあるものの、この価格は契約者間で決めたものですので、佐賀市農業委員会としては言及を控えたいと思います。
議 長		他にご意見・ご質問等ないでしょうか。
会 議 員 一 同	(異議なし)	

議 長 それでは、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として佐賀市農業委員会会長に答申いたします。

議 長 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

会 議 員 一 同 (異議なし)

議 長 それでは、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として佐賀市農業委員会会長に答申いたします。

議 長 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

会 議 員 一 同 (異議なし)

議 長 それでは、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として佐賀市農業委員会会長に答申いたします。

議 長 最後に、2,000㎡未満の案件については、一括してご意見等をお伺いいたします。
ご意見・ご質問等ないでしょうか。

会 議 員 一 同 (異議なし)

議 長 2,000㎡未満の案件につきましては、別段ご意見等も

ないようでございますので、先ほどご決定いただきました
2,000㎡以上の案件と合わせ、本日諮問された農地法第
4条関係18件及び第5条関係38件、合わせて56件に
ついて知事に、農地法第4条関係2件及び第5条関係16
件、合わせて18件について佐賀市農業委員会会長に、許
可を相当として答申いたします。

議

長

以上をもって、議事を終了いたします。

< 議 事 終 了 >

事 務 局 長

ありがとうございます。

以上をもちまして、常任会議員会議を終了いたします。

14時40分